

平成十二年政令第二百五十三号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 本省	農林水産省組織令
第一節 秘書官（第一条）	第一款 特別な職（第二百一十条）
第二節 内部部局	第二款 内部部局
第一款 大臣官房及び局の設置等（第二条）	第三款 地方支分部局（第一百四十七条）
第二款 特別な職の設置等（第十一条）	第四款 課の設置等（第一百二十八条—第百二十七条规定）
第三款 課の設置等	第五款 地方支分部局（第一百四十七条）
第一目 大臣官房（第十四条—第三十一 条）	第六款 地方支分部局（第一百四十七条）
第二目 消費・安全局（第三十二条—第 三十九条）	第七款 地方支分部局（第一百四十七条）
第三目 輸出・国際局（第四十条—第四 十七条）	第八款 地方支分部局（第一百四十七条）
第四目 農産局（第四十八条—第五十六 条）	第九款 地方支分部局（第一百四十七条）
第五目 畜産局（第五十七条—第六十四 条）	第十款 地方支分部局（第一百四十七条）
第六目 経営局（第六十五条—第七十三 条）	第十一款 地方支分部局（第一百四十七条）
第七目 農村振興局（第七十四条—第八 十五条）	第十二款 地方支分部局（第一百四十七条）
第三節 審議会等（第八十六条—第八十六 条）	第十三款 地方支分部局（第一百四十七条）
第四節 施設等機関（第八十七条—第九十 三条）	第十四款 地方支分部局（第一百四十七条）
第五節 地方支分部局（第九十一条—第九 十条）	第十五款 地方支分部局（第一百四十七条）
第二章 外局	第十六款 地方支分部局（第一百四十七条）
第一節 林野厅	第十七款 地方支分部局（第一百四十七条）
第一款 特別な職（第九十四条）	第十八款 地方支分部局（第一百四十七条）
第二款 内部部局	第十九款 地方支分部局（第一百四十七条）
第一目 部の設置等（第九十五条—第九 十八条）	第二十款 地方支分部局（第一百四十七条）
第二目 課の設置等（第九十九条—第百 十四条）	第二十一款 地方支分部局（第一百四十七条）
第三款 施設等機関（第一百十五条—第百 六条）	第二十二款 地方支分部局（第一百四十七条）
第四款 地方支分部局（第一百十七条—第百 十九条）	第二十三款 地方支分部局（第一百四十七条）

第二節 水産庁	十一 食料安定供給特別会計の業務勘定の経理 に関すること。
第一款 特別な職（第二百一十条）	十二 食料安定供給特別会計の業務勘定に属す る物品の管理に関すること。
第二款 内部部局	十三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち 農林水産省の所掌に係るものに関すること。
第一目 部の設置等（第一百二十一一条—第 一百二十七条规定）	十四 東日本大震災復興特別会計に属する国有 財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち 農林水産省の所掌に係るものに関すること。
第二目 課の設置等（第一百二十八条—第 百四十六条）	十五 広報に関すること。
第三目 地方支分部局（第一百四十七条）	十六 農林水産省の保有する情報の公開に関す ること。
第四目 地方支分部局（第一百四十七条）	十七 農林水産省の保有する個人情報の保護に 関すること。
第五目 地方支分部局（第一百四十七条）	十八 公文書類の接受、発送、編集及び保存に 関すること。
第六目 地方支分部局（第一百四十七条）	十九 農林水産省の行政の監察に関すること。
第七目 地方支分部局（第一百四十七条）	二十 農林水産省の所掌事務に関する基本的な 政策の企画及び立案に関すること。
第三節 農業局	二十一 食料の安定供給の確保に関する政策 (食品衛生に係るもの)に関すること。
第四節 農業局	二十二 農林水産省の所掌事務に係る物資(農 林水産業専用物品を除く)。第三十七号、次条 第二号、第十八条第五号、第二十二条第九 号、第二十三条第四号及び第三十四条第三号 において同じ)についての物価対策に関する 事務のうち農林水産省の所掌に係るもの 総括に関すること。
第五節 農業局	二十三 農林水産省の所掌事務に関する政策の 評価に関すること。
第六節 農業局	二十四 農林水産省の所掌事務に係る情報の收 集、整理、分析及び提供に関する総合的な企 画及び立案並びに推進に関すること。
第七節 農業局	二十五 農林水産省の所掌事務に係る災害対策 に関する事務の総括に関すること。
第八節 農業局	二十六 農林水産省の所掌事務に係る環境の保 全に関する総合的な政策の企画及び立案に 関すること。
第九節 農業局	二十七 農林水産省の所掌事務に係る資源の有 効な利用の確保に関する総合的な政策の企画 及び立案に関すること。
第十節 農業局	二十八 独立行政法人環境再生保全機構の行う 独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五 年法律第四十三号)第十条第一項第三号及び 第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する 業務に関すること。
第十一節 農業局	二十九 農林水産業及び食品産業その他の農林 水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業 の創出に関する総合的な政策の企画及び立案 並びに推進に関すること(農村振興局の所掌 に属するものを除く)。
第十二節 農業局	三十 食品産業その他の農林水産省の所掌に係 る事業の発達、改善及び調整に関すること (他の局の所掌に属するものを除く)。
第十三節 農業局	三十一 食品産業その他の農林水産省の所掌に 係る事業における資源の有効な利用の確保に 関する事務の総括に関すること。
第十四節 農業局	三十二 商品市場における取引及び商品投資の 監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に 係るものに関すること(第四十二号に規定す る協同組合等検査に関することを除く)。
第十五節 農業局	三十三 中央卸売市場の監督その他卸売市場に 関すること(第四十二号に規定する協同組合 等検査に関することを除く)。
第十六節 農業局	三十四 農林水産省の所掌に係る事業における 標準化に関する事務の総括に関すること。
第十七節 農業局	三十五 日本農林規格に関する事務のうち農林 水産省の所掌に属するものを除く)。
第十八節 農業局	三十六 飲食料品(米穀を中心とするもの 及び酒類を除く)。第二十四条第四号において 同じ)及び油脂の生産、流通及び消費の増 進、改善及び調整に関すること。
第十九節 農業局	三十七 農林水産省の所掌事務に係る物資の流 通及び消費の増進、改善及び調整に関する事 務の総括に関する事務のうち農林水産省の所 掌に属するものを除く)。
第二十節 農業局	三十八 食文化の振興に関する事務のうち農林 水産省の所掌に係るものに関すること(輸 出・国際局の所掌に属するものを除く)。
第二十一節 農業局	三十九 地域伝統芸能等を活用した行事の実施 による観光及び特定地域商業の振興に関する 法律(平成四年法律第八十八号)の施行に 関すること。
第二十二節 農業局	四十 農林水産業及びこれに從事する者に關す る統計その他農林水産省の所掌事務に係る統 計の作成に関すること。
第二十三節 農業局	四十一 国立国会図書館支部農林水産省図書館 に關すること。
第二十四節 農業局	四十二 次に掲げる団体の業務及び会計の檢 査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行 政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政 策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場 における取引及び商品投資の監督に関する事 務に關すること。

第一節 林野厅	二十九 農林水産業及び食品産業その他の農林 水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業 の創出に関する総合的な政策の企画及び立案 並びに推進に関する事務のうち農村振興局の所掌 に属するものを除く)。
第二節 林野厅	三十 食品産業その他の農林水産省の所掌に係 る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち (他の局の所掌に属するものを除く)。
第三節 林野厅	三十一 食品産業その他の農林水産省の所掌に係 る事業における資源の有効な利用の確保に 関する事務のうち農林水産省の所掌に属する ものを除く)。
第四節 林野厅	三十二 商品市場における取引及び商品投資の 監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に 属するものを除く)。
第五節 林野厅	三十三 中央卸売市場の監督その他卸売市場に 関すること(第四十二号に規定する協同組合 等検査に関することを除く)。
第六節 林野厅	三十四 農林水産省の所掌に係る事業における 標準化に関する事務のうち農林水産省の所掌に 属するものを除く)。
第七節 林野厅	三十五 日本農林規格に関する事務のうち農林 水産省の所掌に属するものを除く)。
第八節 林野厅	三十六 飲食料品(米穀を中心とするもの 及び酒類を除く)。第二十四条第四号において 同じ)及び油脂の生産、流通及び消費の増 進、改善及び調整に関する事務のうち農林水 産省の所掌に属するものを除く)。
第九節 林野厅	三十七 農林水産省の所掌事務に係る物資の流 通及び消費の増進、改善及び調整に関する事 務のうち農林水産省の所掌に属するものを除く) 。
第十節 林野厅	三十八 食文化の振興に関する事務のうち農林 水産省の所掌に係るものに関すること(輸 出・国際局の所掌に属するものを除く)。
第十一節 林野厅	三十九 地域伝統芸能等を活用した行事の実施 による観光及び特定地域商業の振興に関する 法律(平成四年法律第八十八号)の施行に 関すること。
第十二節 林野厅	四十 農林水産業及びこれに從事する者に關す る統計その他農林水産省の所掌事務に係る統 計の作成に関すること。
第十三節 林野厅	四十一 国立国会図書館支部農林水産省図書館 に關すること。
第十四節 林野厅	四十二 次に掲げる団体の業務及び会計の檢 査、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行 政法人農林漁業信用基金及び株式会社日本政 策金融公庫に対する立入検査並びに商品市場 における取引及び商品投資の監督に関する事 務に關すること。

務のうち農林水産省の所掌に係る立入検査（以下「協同組合等検査」という。）に関すること。
イ 農業協同組合、農業協同組合連合会及び森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
ハ 水産業協同組合
ニ 農業共済組合、農業共済組合連合会及び農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第百七条第一項に規定する共済事業を行なう市町村
ホ 漁船保険組合、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会
ヘ 土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会
ト 農林中央金庫
チ 農業信用基金協会及び漁業信用基金協会
リ 中央卸売市場を開設する者
四十三 農林水産省設置法（以下「法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關すること（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）。
四十四 前各号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
2 新事業・食品産業部は、前項第二十一号に掲げる事務のうち食料の生産及び流通の合理化に関する総合的な政策の企画及び立案に關することに限る。）、第十九号及び第四十二号に掲げる事務をつかさどる。
3 統計部は、第一項第四十号及び第四十一号に掲げる事務をつかさどる。
4 檢査・監察部は、第一項第九号（会計の監査に関する事務に限る。）、第十九号及び第四十二号に掲げる事務をつかさどる。
第五条 消費・安全局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に關すること。
二 農林水産物・食品輸出本部の庶務に關すること。
三 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出入に関する連絡調整に關すること。
四 農林水産省の所掌事務に係る物資についての関税及び国際協定に関する事務のうち農林

三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。第三十四条第四号において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関することを除く。）。
四 指定農林物資に係る表示に関すること（日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二条第三項に規定する登録認証機関及び登録外國認証機関（第三十四条第五号において「登録認証機関等」という。）に関することを除く。）。
五 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。第三十四条第六号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関すること。
六 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関すること（当該遵守事項の策定に関する事を除く。）。
七 農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）の規定による農産物の検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関すること。
八 特定第一種水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第二条第二項に規定する特定第一種水産動植物等をいう。第三十四条第十号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関する事務のうち農林水産省の所掌に属するものに関する事務のうち農業の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）の施行に関すること。
九 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。第三十四条第十号において同じ。）の作成及び推進に関すること。
十 健全な食生活その他の食料の消費に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。
十一 農林水産省の所掌事務のうち食品安全に関する事務に係る一般的な政策の企画及び立案に關すること。
十二 食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の所掌事務に係る物質の表示に利益の保護に關すること。
一 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に關すること。
二 農林水産省の所掌事務に係る物質の表示に關する事務の総括に關すること。

十三 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに關すること（食品衛生に關すること及び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く。）。
十四 農地の土壤の汚染の防止及び除去に関すること。
十五 病虫害の防除（蚕病の予防に関することと下同じ。）及び養殖水産動植物の衛生並びに輸出入に係る動植物及び畜産物の検疫に関すること。
十六 獣医療に関すること。
十七 獣医師に関すること。
十八 愛玩動物看護師に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。
十九 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（肥料にあつては農産局の所掌に属するもの及び経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関することを、農薬にあつては農産局の所掌に属するものを、飼料にあつては畜産局の所掌に属するものを除く。）。
二十 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）の施行に関すること。
二十一 農業資材審議会の庶務に関すること。（輸出・国際局の所掌事務）
第五条 輸出・国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。

第六条 農産局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 農産物（蚕糸を含み、種苗（さとうきび及びばれいしょの種苗、桑苗並びに飼料作物の種苗を除く。第十二条第八項において同じ。）を除く。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
二 農作物の作付体系の合理化に関すること。
三 農地の土壤の改良に関すること。
四 農機具その他の農業専用物品（肥料及び農薬を除き、蚕糸専用物品及び林業専用物品を含む。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（消費・安全局及び畜産局の所掌に属するもの並びに経済産業省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関する事を除く。）。

- 六 肥料及び農薬の生産及び流通の合理化に関すること（経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事を除く。）。
- 七 緑肥及び堆肥の生産に関する知識の普及交換に関する事項。
- 八 農業技術の改良及び発達に関する事項（畜産局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事項。
- 十 主要食糧及びこれを主な原料とする飲食料品（酒類を除く。以下「主要食糧等」といふ。）に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事項。
- 十一 米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第五十条第二号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事項。
- 十二 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関する事項。
- 十三 主要食糧の生産、集荷、消費その他需給に関する事項。
- 十四 主要食糧の輸入に係る納付金の徵収その他輸入の調整に関する事項。
- 十五 主要食糧の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関する事項。
- 十六 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事項。
- 十七 農産物検査法の規定による農産物の検査に関する事項（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定の経理に関する事項。
- 十九 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに同特別会計の食糧管理勘定に属する物品の管理に関する事項。
- 二十 農業政策部は、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げる事務及び同項第二号、第三号、第五号（蚕糸業専用物品に関する事項を除く。）、第六号から第十号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる事務をつかさどる。
- 二十一 農作物の灾害（病虫害及び鳥獸害を除く。）の防除に関する事項。
- 二十二 農業の生産行程の改善のための農業生産に関する規範に関する事項。
- 二十三 農産局は、次に掲げる事務をつかさどる。（畜産局の所掌事務）

- 一 農産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事項。
- 二 畜産技術の改良及び発達に関する事項。
- 三 家畜の改良及び増殖並びに取引に関する事項。
- 四 草地の整備に関する事項。
- 五 畜産業専用物品（飼料を除く。以下この号において同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事項（経済産業省がその生産を所掌する畜産業専用物品の生産に関する事を除く。）。
- 六 飼料の安定供給の確保に関する事項。
- 七 中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関する事項。
- 八 独立行政法人農畜産業振興機構の組織及び運営一般に関する事項。
- 九 株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関する事項（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。
- 十 独立行政法人農林漁業信用基金の組織及び運営一般に関する事項（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 十一 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関する事項。
- 十二 土地、水その他の資源の農業上の利用の確保に関する事項。
- 十三 土地の転用に関する事項。
- 十四 農業水利に関する事項。
- 十五 交換分合の指導及び助成に関する事項。
- 十六 土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業をいう。以下同じ。）に関する事項（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 十七 土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）の管理及び処分に関する事項。
- 十八 農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事項。
- 十九 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 二十 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関する事項（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 二十二 都市及びその周辺における農業の振興に関する事項。
- 二十三 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の経理に関する事項。
- 二十四 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定に属する物品の管理に関する事項。
- 二十五 農業保険審査会の庶務に関する事項（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 二十六 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための資金についての調整に関する事項。

- 二十七 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する総合的な企画及び立案に関する事項。
- 二十八 農業保険に関する事務（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 二十九 農業構造の改善に関する事項。
- 三十 農業労働に関する事項。
- 三十一 農林水産業における女性の能力の活用の促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関する事項。
- 三十二 農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に関する事務（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 三十三 農業経営の改善及び安定に関する事務。
- 三十四 農業の権利移動（転用のためのものを除く。）その他の農地関係の調整に関する事項。
- 三十五 農地の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。
- 三十六 農村基本法（平成十一年法律第六百六号）第四十七条第一項に規定する中山間地域等をいう（以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。
- 三十七 農山村及び中山間地域等（食料・農業・農村振興局の所掌事務）
- 三十八 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関する事項。
- 三十九 農村振興局においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- 四十 農林水産業に係る事務のうち農林水産省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関する事項。
- 四十一 農業を担うべき者の確保に関する事項。
- 四十二 農業協同組合その他の農業者の協同組織の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務のうち農林水産省の所掌に係る事務に關する事務（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 四十三 農業振興局の所掌事務
- 四十四 農業振興地域整備計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事項。
- 四十五 前号に掲げるもののほか、農山漁村の総合的な振興計画の作成及び実施についての指導及び助成に関する事項（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く。）。
- 四十六 農業就業構造の改善に関する事項。
- 四十七 農地資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。
- 四十八 農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。
- 四十九 農林水産業における高齢者及び障害者の能力の活用の促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関する事項。

- 五十 農山漁村における高齢者及び障害者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関する事項。
- 五十一 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 五十二 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 五十三 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 五十四 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 五十五 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 五十六 農地の保全に係る地すべり防止に関する事業に関する事項並びに農地の保全に係るぼた山の崩壊の防止に関する事業の助成及び監督に関する事項。
- 五十七 農山漁村における高齢者及び障害者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関する事項。
- 五十八 農業委員会に関する事項。
- 五十九 農業委員会に関する事項。
- 六十 農業者年金に関する事項。
- 六十一 農業保険に関する事務（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 六十二 農業構造の改善に関する事項。
- 六十三 農業委員会に関する事項。
- 六十四 農業保険に関する事務（協同組合等検査に關することを除く。）。
- 六十五 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する総合的な企画及び立案に関する事項。
- 六十六 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための資金についての調整に関する事項。
- 六十七 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関する事項。
- 六十八 農業政策部は、前項第一号から第十一号まで、第十二号（整備部の所掌に属するものを除く。）、第十三号（土地改良事業に係る環境の保全に関する企画及び立案並びに土地その他の開発資源の調査）についての調整に関する事項。

に関することに限る。)、第十八号(農地の保全に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に係る環境の保全に関する企画及び立案に関する事務に係る事業に係る環境の保全に関する企画及び立案並びに地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の規定による地すべり防止区域及びばた山崩壞防止区域の指定及び廃止に関する事務をつかさどる。)及び第二十二号から第二十二号までに掲げる事務をつかさどる。)及び第二十二号から第一項第四号農業振興地域整備計画の実施についての指導及び助成に関する事務をつかさどる。)及び第二十二号(農山漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関する事務をつかさどる。)、第五号(農山漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関する事務をつかさどる。)、第六号(農村政策部の所掌するものを除く。)、第七号(農村政策部の所掌するものを除く。)、第八号(農村政策部の所掌するものを除く。)、第九号(農村政策部の所掌するものを除く。)に掲げる事務をつかさどる。

第二款 特別な職の設置等

第十一条 大臣官房に、官房長を置く。

十二条 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(次長)

十三条 農村振興局に、次長一人を置く。

十四条 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(次長)

十五条 農村振興局に、次長一人を置く。

十六条 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(次長)

十七条 大臣官房に、総括審議官一人、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、輸出促進審議官、生産振興審議官及び審議官

十八条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、輸出促進審議官一人、生産振興審議官一人及び審議官九人を置く。

十九条 総括審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

二十条 技術総括審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

二十一条 掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

四	政策立案総括審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく企画及び立案並びに地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の規定による地すべり防止区域及びばた山崩壞防止区域の指定及び廃止に関する事務をつかさどる。
五	所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要な事項に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
六	サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要な事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
七	輸出促進審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する重要な事項のうち農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
八	生産振興審議官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する重要な事項のうち農畜産物(蚕糸を含み、種苗を除く。)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
九	生産流通消費統計課
一	機密に関する事務
二	大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関する事務
三	機構及び定員に関する事務
四	職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務
五	農林水産省の事務能率の増進に関する事務
六	職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務
七	農林水産省に設けられた共済組合に関する事務
八	恩給に関する連絡事務に関する事務
九	栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関する事務
十	農林水産研修所の行う研修に関する事務
一	文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。
二	法令案その他の公文書類の審査及び進達に關すること。
三	大臣官房に置く課等
四	大臣官房に、新事業・食品産業部、統計部及び検査・監察部に置くもののほか、次の七課を置く。
五	農林水産省の所掌事務に関する総合調整に關すること(輸出・国際局及び政策課の所掌に属するものを除く。)。
六	農林水産政策研究所の組織及び運営一般に關すること。
七	農業・農業・農村政策審議会の庶務に関する事務

三	農林水産省の所掌事務に関する総合調整に關すること(輸出・国際局及び政策課の所掌に属するものを除く。)。
四	国会との連絡に関する事務
五	前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに關すること。
六	所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに政策立案の推進に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
七	所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに政策立案の推進に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
八	新事業・食品産業部に、次の四課を置く。
九	新事業・食品産業政策課
一	農林水産省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務
二	農林水産省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務
三	食料安定供給特別会計の業務勘定に属する物の管理に關すること。
四	食料安定供給特別会計の業務勘定に属する物の管理に關すること。
五	東日本大震災復興特別会計の経理に關すること。
六	東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち農林水産省の所掌に係るものに關すること。
七	農林水産省所管の建築物の營繕に関する事務
八	職員(農林水産省の所掌する独立行政法人の職員を含む。)に貸与する宿舎に関する事務
九	庁内の管理に関する事務
一	農林水産省の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務
二	食料の安定供給の確保に関する政策(食品衛生に係るものを除く。)の企画及び立案に関する事務(新事業・食品産業部の所掌に属するものを除く。)
三	食料自給率の目標に関する事務
四	食料の需給の見通しに関する事務
五	農林水産省の所掌事務に係る物資についての物価対策に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものとの総括に関する事務
六	農林水産政策研究所の組織及び運営一般に關すること。
七	農業・農業・農村政策審議会の庶務に関する事務
八	法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策に關し

て閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整にすること（輸出・国際局の所掌に属するものを除く。）。

（広報評価課の所掌事務）

第十九条 広報評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 広報に関する事務。

二 農林水産省の所掌事務に関する政策の評価に関する事務。

三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関する事務。

四 農林水産省の保有する情報の公開に関する事務。

五 農林水産省の保有する個人情報の保護に関する事務。

六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

（地方課の所掌事務）
第二十条 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関する事務。

二 農林水産省とその地方支分部局及び施設等機関との事務の連絡調整に関する事務。

三 地方農政局及び北海道農政事務所の職員の人事、教養及び訓練並びに福利厚生に関する事務の取りまとめに関する事務。

四 地方農政局及び北海道農政事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関する事務。

五 地方農政局及び北海道農政事務所の経費の概算の調整及び配賦に関する事務。

六 地方農政局及び北海道農政事務所を通じた本省の施策の周知徹底に関する事務。

七 農林水産省の所掌事務に関する地方情勢に関する調査に関する事務。

八 農林水産省の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関する事務。

（環境バイオマス政策課の所掌事務）
第二十一条 環境バイオマス政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 農林水産省の所掌事務に係るバイオマス（動植物に由来する有機物である資源をいう。）その他の資源の有効な利用の確保に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務。

三 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法第十一条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事務。

（新事業・食品産業政策課の所掌事務）
第二十二条 新事業・食品産業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産業及び食品産業その他の農林水產省の所掌に係る事業に関する新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

二 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する政策の企画及び立案に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る卸売業及び小売業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務。（新事業・食品産業政策課の所掌に属するものを除く。）

四 農林水産省の所掌事務に係る物資の流通の増進、改善及び調整に関する事務の総括に関する事務。

五 中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務。（協同組合等検査に関する事を除く。）

六 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する環境の保全に関する事務の総括に関する事務。

七 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務。

八 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関する事務。

（食品製造課の所掌事務）
第二十四条 食品製造課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌に係る製造業を営む中小事業に関する事務。

二 農林水産省の所掌に係る製造業を営む中小企業の育成及び発展に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る製造業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に係る事務。（新事業・食品産業政策課の所掌に属するものを除く。）

四 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する外資導入に関する事務の総括に関する事務。

五 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務。

六 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する技術の改良及び発達に関する事務の総括に関する事務。

七 食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する外資導入に関する事務の総括に関する事務。

八 食料の生産及び流通の合理化に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

九 農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進、改善及び調整に関する事務。

十 前各号に掲げるもののほか、新事業・食品産業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務を除く。）

（外食・食文化課の所掌事務）
第二十五条 外食・食文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外食産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。次号及び第四号において同じ。）の合理化に関する事務。

二 外食産業その他の農林水産省の所掌に係る事業（卸売業、小売業及び製造業を除く。次号及び第四号において同じ。）の合理化に関する事務。

三 外食産業その他の農林水産省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展に関する事務。

四 農林水産業及び林産物の生産費に関する統計の作成に関する事務。

五 営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計の作成に関する事務。

六 農山漁村の物価及び賃金に関する統計の作成に関する事務。

七 農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計の作成に関する事務。

八 農畜産物及び林産物の生産費に関する統計の作成に関する事務。

九 農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計の作成に関する事務。

十 生産流通消費統計課の所掌事務）
第二十六条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統計部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 統計に関する農林水産省の職員の養成に関する事務。

三 国立国会図書館支部農林水産省図書館に関する事務。

四 前三号に掲げるもののほか、統計部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（管理課の所掌事務）
第二十七条 経営・構造統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産業の經營及び農林漁家の經濟に関する統計の作成に関する事務。

二 農山漁村の物価及び賃金に関する統計の作成に関する事務。

三 農畜産物及び林産物の生産費に関する統計の作成に関する事務。

四 農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計の作成に関する事務。

五 営農環境その他の農山漁村の地域経済に関する統計の作成に関する事務。

六 農山漁村の物価及び賃金に関する統計の作成に関する事務。

七 農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計の作成に関する事務。

八 農畜産物及び林産物の生産費に関する統計の作成に関する事務。

九 農林水産業に関するセンサスその他農林水産業の構造に関する統計の作成に関する事務。

十 生産流通消費統計課の所掌事務）
第二十八条 生産流通消費統計課は、農林水産物の生産、流通、加工及び消費に関する統計の作成に関する事務をつかさどる。

(統計企画管理官の職務)
第二十九条 統計企画管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 農林水産省の所掌事務に係る統計に関する企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る統計の発達及び改善に関すること。(他課の所掌に属するものを除く。)

(調整・監察課の所掌事務)
第三十条 調整・監察課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 協同組合等検査に関する事務の連絡調整に関すること。

二 協同組合等検査の方針の作成に関すること。

三 検査報告書の審査に関すること。

四 協同組合等検査の結果に基づき、協同組合等検査に関する事務の遂行に必要な処理を行ふこと。

五 農林水産省の行政の監察に関すること。

六 農林水産省の所掌に係る会計の監査に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、検査・監察部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(検査課の所掌事務)

第三十一条 検査課は、協同組合等検査の実施に関する事務をつかさどる。

第二日 消費・安全局

(消費・安全局に置く課)
第三十二条 消費・安全局に、次の七課を置く。

総務課

消費者行政・食育課

食品安全政策課

農産安全管理課

畜水産安全管理課

植物防疫課

動物衛生課

(総務課の所掌事務)

第三十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費・安全局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの組織及び運営一般に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、消費・安全局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(消費者行政・食育課の所掌事務)
第三十四条 消費者行政・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

二 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の施行に関すること。

三 農林水産省の所掌事務に係る物資の表示に関する事務の総括に関すること。

四 食品表示基準及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。(二種の基準の策定に関する事を除く。)

五 指定農林物資に係る表示に関する事務の総括に関する事務(登録認証機関等に関する事務を除く。)

六 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する事務。

七 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項に関する事項(当該遵守事項の策定に関する事項を除く。)

八 農産物検査法の規定による農産物の検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置に関する事項。

九 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する事項(畜水産安全管理課の所掌に属するものを除く。)

十 特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関する事項(特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十七条第一項又は第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令並びに同法第十二条第一項の規定による報告の徵収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。)

十一 消費・安全局の所掌事務に関する消費者その他の関係者との情報及び意見の交換に関する事項。

十二 食育推進基本計画の作成及び推進に関する知識の普及に関する事務の総括に関すること。

十三 健全な食生活その他の食料の消費に関する事務をつかさどる。

(食品安全政策課の所掌事務)

第三十五条 食品安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務のうち食品の安全に関するものに関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 前二号に掲げるもののほか、食品安全政策課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

二 食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事務をつかさどる。

三 消費・安全局の所掌事務のうち国際的な基準に係るもの総括に関する事務。

四 農業資材審議会の庶務に関する事務。

五 農業資材審議会の庶務に関する事務。

六 農業資材審議会の庶務に関する事務。

七 農業資材審議会の庶務に関する事務。

八 農業資材審議会の庶務に関する事務。

九 農業資材審議会の庶務に関する事務。

十 農業資材審議会の庶務に関する事務。

十一 農業資材審議会の庶務に関する事務。

十二 農業資材審議会の庶務に関する事務。

十三 農業資材審議会の庶務に関する事務。

(畜水産安全管理課の所掌事務)

第三十六条 畜水産安全管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事務(食品衛生に関する事務を除く。)

二 畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事務(畜産物及び水産物の食品安全性の確保に関する法律の施行に係るものと畜水産安全管理課の所掌に属するものを除く。)

三 畜産物及び水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関する事務(畜産物及び水産物の食品安全性の確保に関する法律の施行に係るものと畜水産安全管理課の所掌に属するものを除く。)

四 獣医師に関する事務。

五 愛玩動物看護師に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務。

六 飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務(飼料にあつては、畜産局の所掌に属するものを除く。)

(動物衛生課の所掌事務)
第三十九条 動物衛生課は、家畜の衛生並びに輸出入に係る動物(水産動物を除く。)及び畜産物の検疫に関する事務をつかさどる。

一 搬出・国際局に置く課等。

二 輸出・国際局に、次の六課及び参事官一人を置く。

三 輸出企画課

輸出支援課

國際地域課

國際経済課

總務課

知的財産課

総務課

輸出企画課

輸出支援課

國際地域課

總務課

輸出企画課

輸出支援課

國際地域課

總務課

輸出企画課

輸出支援課

(輸出・国際局)

第三目 輸出・国際局

輸出企画課

輸出支援課

國際地域課

總務課

知的財産課

總務課

輸出企画課

輸出支援課

國際地域課

總務課

輸出企画課

輸出支援課

國際地域課

總務課

輸出企画課

輸出支援課

國際地域課

總務課

六 法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策（農林水産物及び食品についての輸出の促進に係るものに限る。）について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務（輸出支援課の所掌事務）

第四十三条 輸出支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策のうち当該物資の輸出のための産地の形成その他の事業者の取組への支援に関するものの企画及び立案であること（参考官の所掌に属するものを除く。）。

二 輸出先国（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十条第二項第二号に規定する輸出先国をいう。次条第四号において同じ。）の政府機関が定める輸入条件（同項第二号に規定する輸入条件をいう。次条第四号において同じ。）に適合した農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出の円滑化に関する事務（国際地域課及び参考官の所掌に属するものを除く。）。

（国際地域課の所掌事務）
第四十四条 国際地域課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二国間の経済上の連携に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務。

二 農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務（次条第一号に掲げるものを除く。）。

四 農林水産省の所掌事務に係る国際関係事務を行うこと（参考官の所掌に属するものを除く。）。

（国際経済課の所掌事務）
第四十五条 国際経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産省の所掌事務に係る国際関係事務を行うために必要な調査に関する事務（国際経済課の所掌事務）
二 農林水産省の所掌事務に係る国際関係事務を行うこと（参考官の所掌に属するものを除く。）。

（国際経済課の所掌事務）
第四十六条 国際経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務。

二 前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る物資についての関税及び国際協定に関する事務のうち農林水産省の所掌に属するものの総括に関する事務（国際地域課の所掌に属するものを除く。）。

三 農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出入に関する連絡調整に関する事務（知的財産課の所掌事務）

第四十七条 知的財産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 特定農林水産物等の名称の保護に関する事務。

三 農林水産植物の品種登録に関する事務。

四 種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（農産局の所掌に属するものを除く。）。

（参考官の職務）
第四十八条 参考官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務のうち重要な事項に係るもの分掌し、又は輸出・国際局の所掌事務に係る重要な事項に企画及び立案に関する事務に参画すること。

（農産局に置く課）
第四十九条 農産局に、農産政策部に置くもののはか、次の四課を置く。

一 農業政策課
二 地域作物課
三 農芸作物課
四 農業環境対策課

二 農業政策課
三 地域作物課
四 農芸作物課
（農産局に置く課）
第五十条 農業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定の経理に関する事務。

二 食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに同特別会計の食糧管理勘定に属する物品の管理に関する事務。

三 前号に掲げるもののほか、農産局の所掌事務に係る事務のうち農林水産省の所掌に属するものの総括に関する事務（国際地域課の所掌に属するものを除く。）。

四 前三号に掲げるもののほか、農産局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

第五十一条 谷物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 谷穀及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

二 米穀を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

三 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関する事務。

四 農産物検査法の規定による農産物の検査に関する事務（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

（園芸作物課の所掌事務）
第五十二条 地域作物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 工芸農作物、いも類及び蚕糸の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

二 砂糖、ぶどう糖及びデン粉の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

三 蚕病の予防に関する事務。

（企画課の所掌事務）
第五十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農業生産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

二 農作物の作付体系の合理化に関する事務（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する事務。

七 前各号に掲げるもののほか、農産政策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（貿易業務課の所掌事務）
第五十四条 貿易業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他の輸入の調整に関する事務。

二 主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）。

三 麦類の価格の安定に関する事務。

四 輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関する事務。

（技術普及課の所掌事務）
第五十五条 技術普及課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農業技術の改良及び発達に関する事務（畜産局の所掌に属するものを除く。）。

二 農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関する事務。

三 農機具その他の農業専用物品（肥料、農薬及び蚕糸専用物品を除き、林業専用物品を含む。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

四 肥料及び農薬の生産及び流通の合理化に関する事務（経済産業省がその生産を所掌する肥料の生産に関する事務を除く。）。

（農業環境対策課の所掌事務）
第五十六条 農業環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農業生産に関する総合的な政策のうち環境の保全に関するものの企画及び立案に関する事務。

二 農作物の灾害（病虫害及び鳥獸害を除く。）の防除に関する事務。

三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する事務。

四 緑肥及び堆肥の生産に関する事務 (技術普及課の所掌事務)	四 農業構造の改善に関する事務 (農地政策課の所掌事務)
及課の所掌に属するものを除く。)。	の所掌に属するものを除く。)。
五 農地の土壤の改良に関する事務 (畜産振興課の所掌事務)	五 農業者年金に関する事務 (農地政策課の所掌事務)
六 農業の生産行程の改善のための農業生産に関する規範に関する事務 (畜産振興課の所掌事務)	六 農地の権利移動 (転用のためのもの) を除く。) その他の農地関係の調整に関する事務 (農地政策課の所掌事務)
第五十七条 畜産局に、次の七課を置く。	第七条 農地政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(畜産局に置く課)	(飼料課の所掌事務)
第五十七条 畜産局に、次の七課を置く。	第六十一条 飼料課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(畜産課の所掌事務)	一 飼料の安定供給の確保に関する事務。
第六十条 畜産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	二 草地の整備に関する事務。
一 畜産技術の改良及び発達に関する事務。	三 牛乳乳製品課の所掌事務。
二 畜産に関する環境の保全に関する事務。	牛乳乳製品課は、牛乳及び乳製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。
三 独立行政法人畜改良セントターの組織及び運営一般に関する事務。	第六十二条 牛乳乳製品課は、牛乳及び乳製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。

(畜産振興課の所掌事務)	第六十三条 食肉鶏卵課は、次に掲げる事務をつかさどる。
第六十条 畜産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 食肉、鶏卵その他の畜産物 (牛乳及び乳製品を除く。) の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。
一 畜産局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。	二 家畜の取引に関する事務。
二 独立行政法人農畜産業振興機構の組織及び運営一般に関する事務。	(競馬監督課の所掌事務)
三 前二号に掲げるもののほか、畜産局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。	第六十四条 競馬監督課は、中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関する事務をつかさどる。

(畜産課の所掌事務)	第六十五条 経営局に、次の七課及び保険監理官一人を置く。
第六十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第六条 第六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 経営局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。	一 農業委員会に関する事務。
二 農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関する事務。	二 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
三 農業協同組合その他の農業者の協同組織の発達に関する事務 (協同組合等検査に関する事務) 及び信用事業の監督に関する事務。	三 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
四 農業専用物品 (畜産製品の製造に係るもの、飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品を除く。) の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。	四 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
第五十七条 経営政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。	五 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
一 農業経営に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。	六 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
二 農業の改善及び安定に関する事務。	七 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
第六十条 畜産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	八 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。

(畜産振興課の所掌事務)	第六十八条 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。
第六十七条 経営政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
一 農業経営に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。	二 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
二 農業の改善及び安定に関する事務。	三 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。
第六十条 畜産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。	四 農業保険に関する事務 (協同組合等検査にかかる)。

<p>農地資源課</p> <p>地域整備課</p> <p>防災課</p> <p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第七十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 農村振興局の所掌事務にに関する総合調整に関すること。 二 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の経理に関すること。 三 食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定に属する物品の管理に関すること。 四 前三号に掲げるもののほか、農村振興局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p> <p>(農村計画課の所掌事務)</p> <p>第七十六条 農村計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 農山漁村の振興に関する総合的な政策企画及び立案並びに推進に関すること（地域振興課及び都市農村交流課の所掌に属するものを除く）。 二 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。 三 農業振興地域整備計画その他農山漁村の総合的な振興計画（中山間地域等の総合的な振興計画を除く）の作成についての指導及び助成に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く）。</p> <p>(地域振興課の所掌事務)</p> <p>第七十七条 地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関すること。 二 農地法第三十二条第一項第一号に掲げる農地の農業上の利用の確保に関すること。 三 中山間地域等の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（都市農村交流課の所掌に属するものを除く）。</p>	<p>四 中山間地域等の総合的な振興計画の作成についての指導及び助成に関すること。</p> <p>五 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。</p> <p>六 豪雪地帯の雪害防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>(都市農村交流課の所掌事務)</p> <p>第七十八条 都市農村交流課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 農山漁村に滞在しつつ行う農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流に関すること（林野庁及び水産庁の所掌に属するものを除く）。</p> <p>(農業就業構造の改善に関する事務)</p> <p>第七十九条 農業就業構造の改善に関する事務をつかさどる。 一 農林資源を活用した農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化に関する総合的な政策企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>(農林水産業の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務)</p> <p>第八十条 高齢者及び障害者の農業に関する活動の促進に関する事務をつかさどる。</p> <p>(鳥獣対策・農村環境課の所掌事務)</p> <p>第七十九条 鳥獣対策・農村環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 農山漁村における高齢者及び障害者の福祉の向上に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整に関すること。</p> <p>(農地資源課の所掌事務)</p> <p>第八十二条 農地資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうちかんがい排水事業及び農業水利施設の管理に関すること。</p> <p>(設置)</p> <p>第八十五条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(防災課の所掌事務)</p> <p>第八十六条 防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(日本農林規格調査会)</p> <p>第八十六条の二 日本農林規格調査会は、日本農林規格等に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 2 前項に定めるもののほか、日本農林規格調査会に属する事項については、日本農林規格調査会令（平成十二年政令第二百九十号）の定めるところによる。</p> <p>(日本農林規格調査会)</p> <p>第八十六条の三 国立研究開発法人審議会は、日本農林規格等に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。 2 前項に定めるもののほか、国立研究開発法人審議会に属する事項については、農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第一百九十五号）の定めるところによる。</p>	<p>一 整備部の所掌に属する事務の調整に関すること。</p> <p>二 土地改良事業計画の技術的な基準に関すること。</p> <p>三 土地改良事業の工事の設計に関すること。</p> <p>四 土地改良事業に関する長期計画に関すること。</p> <p>五 土地、水その他の資源の開発に関する企画及び立案に関すること。</p> <p>六 土地改良事業に用いる機械器具の管理に関すること。</p> <p>七 國際かんがい排水委員会に関すること。</p> <p>八 整備部の所掌事務に関すること。</p> <p>(土地改良企画課の所掌事務)</p> <p>第八十三条 土地改良企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業に関する制度に関すること（協同組合等検査に関するのを除く）。</p> <p>(土地改良分合課の所掌事務)</p> <p>第八十四条 土地改良分合課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(農業振興課の所掌事務)</p> <p>第八十五条 農業振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(農業改良課の所掌事務)</p> <p>第八十六条 農業改良課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(農業改良課の所掌事務)</p> <p>第八十七条 農業改良課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(農業改良課の所掌事務)</p> <p>第八十八条 農業改良課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(農業改良課の所掌事務)</p> <p>第八十九条 農業改良課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(農業改良課の所掌事務)</p> <p>第九十条 農業改良課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 土地改良事業のうち農用地及び農業用施設に属する災害防除事業及び災害復旧事業に関すること。</p>
--	--	---

政局 東海農 政局 北陸農 政局 關東農 政局 東北農 市 名古 岐阜県 福井県 新潟県 静岡県 愛知県 三重県	北陸農 市 金沢 市 たま い 茨城県 秋田県 埼玉県 神奈川県 福島県 千葉県 山梨県 群馬県 長野県 長野県 石川県	東北農 市 仙台 市 さ ま い 青森県 岩手県 山形県 福島県 福島県 千葉県 山梨県 群馬県 長野県 長野県 石川県	關東農 政局 東北農 市 仙台 市 さ ま い 茨城県 秋田県 埼玉県 神奈川県 福島県 千葉県 山梨県 群馬県 長野県 長野県 石川県
---	--	---	---

第八十九条 農林水産省は、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体の職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う事をつかさどる。

（農林水産研修所）

第九十条 農林水産政策研究所は、農林水産省の所掌事務に関する政策に関する総合的な調査及び研究を行う事をつかさどる。

農林水産政策研究所の位置及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（農林水産政策研究所）

第八十八条 動物医薬品検査所は、動物用の医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の検査を行う事務をつかさどる。

二 動物医薬品検査所の位置及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（農林水産研修所）

第八十九条 農林水産研修所は、農林水産省の職員並びに農林水産省の所掌事務に係る事項を担当する地方公共団体及びこれに準ずる団体の職員に対し、その職務を行うのに必要な研修（森林技術総合研修所の所掌に属するものを除く。）を行う事をつかさどる。

二 農林水産研修所の位置及び内部組織は、農林水産省令で定める。

（農林水産研修所）

第八十七条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、次の施設等機関を置く。

一 動物医薬品検査所

二 農林水産政策研究所

（動物医薬品検査所）

第四節 施設等機関

（設置）

第九十二条 地方農政局の内部組織

政局 九州農 市 熊本 市 鹿児島県	近畿農 京都 滋賀県 奈良県 和歌山県
政局 中国四 市 岡山 市 香川県	兵庫県 島根県 岡山県 鳥取県 山口県 高知県 徳島県
政局 四國政 市 熊本県 大分県 宮崎県	香川県 愛媛県 長崎県 宮崎県
政局 近畿農 京都 滋賀県 奈良県 和歌山県	鹿児島県 大分県 宮崎県

第九十三条 地方農政局に、それぞれ次長二人を置く。

2 次長は、地方農政局長を助け、地方農政局の事務を整理する。

3 地方農政局に、次の五部を置く。

消費・安全部

生産部

経営・事業支援部

農村振興部

統計部

4 前項の部のほか、東北農政局、関東農政局及び九州農政局に総務部を置く。

5 前各項に定めるものほか、地方農政局の内部組織は、農林水産省令で定める。

（北海道農政事務所の位置及び管轄区域）

（北海道農政事務所は、札幌市に置き、その管轄区域は、北海道とする。）

第二章 外局

第一节 林野庁

（次長） 第一款 特別な職

第一款 内部部局

（部の設置） 第二款 部の設置等

第一目 林野庁に、次長一人を置く。

（地方農政局の名称、位置及び管轄区域） 第九十五条 林野庁に、次長一人を置く。

（農林水産政策研究所の位置及び内部組織は、次とのおりとする。）

第五節 地方支分部局

（管轄区域）

（農林水産政策研究所の位置及び内部組織は、次とのおりとする。）

（農林水産政策研究所）

二 広報にすること。

三 林野庁の行政の考查及び国有林野事業の監査にすること。

四 機密にすること。

五 長官の官印及び府印の保管に関すること。

六 林野庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事（災害補償に関することを除く。）。

七 林野庁の職員（森林管理局の職員を除く。）の教養及び訓練にすること。

八 林野庁の機構及び定員にすること。

九 法令案その他の公文書類の審査にすること。

十 公文書類の接受、発送、編集及び保存にすること。

十一 林野庁の保有する情報の公開に関すること。

十二 林野庁の保有する個人情報の保護にすること。

十三 林野庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十四 林野庁所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。

十五 林業に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。

十六 林野庁の所掌事務に係る国際協力に関する事。

十七 林業の改善及び安定に関する事。

十八 林業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関する事。

十九 木材その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。

二十 林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関する事。

二十一 林業構造の改善に関する事。

二十二 森林組合その他の林業者の協同組織の発達に関する事（協同組合等検査に関する事除く。）。

二十四 前各号に掲げるもののほか、林野庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

二十一 林業構造の改善に関する事。

二十二 森林組合その他の林業者の協同組織の発達に関する事（協同組合等検査に関する事除く。）。

二十四 前各号に掲げるもののほか、林野庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（森林整備部の所掌事務）

第九十六条 林政部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林野庁の所掌事務

二 林野庁の所掌事務

三 林野庁の所掌事務

四 林野庁の所掌事務

五一 森林資源に関する全国計画に関する事。

五六 森林管理局及び森林技術総合研修所所属の国有財産の管理及び処分に関する事。

五六 一 森林資源の森林資源の確保及び総合的な利用に関する事。

二 森林資源の森林資源の確保及び総合的な利用に関する事。

三 森林資源の森林資源の確保及び総合的な利用に関する事。

四 国立研究開発法人森林研究・整備機構の運営に関する事。

五六 一 森林管理局の職員の教養及び訓練に関する事。

二 森林管理局の職員の人事、機構及び定員に関する事務の取りまとめに関する事。

三 森林管理局の経費の概算の調整及び配賦にかかる事。

七 国家公務員共済組合法第三条第二項の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。

八 林野庁の職員（国立研究開発法人森林研究・整備機構の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

九 森林管理局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

十 国有林野の森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。

十一 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関すること。

十二 国有林野の治水に関すること。

十三 国有林野の森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

十四 国有林野の管理經營に関すること。

十五 前各号に掲げるもののほか、国有林野事業に関する事務で他の所掌に属しないものに關すること。

第二百四十九条 林政課は、次の五課を置く。

一 経営課
二 木材産業課
三 木材利用課
四 企画課
五 企画課（林政課の所掌事務）

第六百四十九条 林政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林野庁の所掌事務に関する総合調整に関する事務。

二 広報に関する事務。

三 林野庁の行政の考査及び国有林野事業の監査に関する事務。

四 機密に関する事務。

五 長官の官印及び序印の保管に関する事務。

六 林野庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事務（災害補償に関する事務を除く。）。

七 林野庁の職員（森林管理局の職員を除く。）の教養及び訓練に関する事務。

八 林野庁の機構及び定員に関する事務。

九 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事務。

十 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関する事務。

第一百五十五条 森林整備部は、次の五課を置く。

一 計画課
二 森林利用課
三 整備課
四 治山課
五 研究指導課

（計画課の所掌事務）

第六百六十四条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林資源に関する全国計画（森林整備保全事業計画を除く。）に関する事務。

二 民有林野の森林資源の確保に関する事務。

三 森林の經營の監督及び助成に関する事務。

四 森林保険に関する事務。

五 林野庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務。

（企画課の所掌事務）

第六百六十五条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林業に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務。

二 林業の振興のための金融上の措置に関する事務。

三 林業・木材産業改善資金の貸付けについての助成に関する事務。

四 林業に関する税制に関する調整に関する事務。

五 国立国会図書館支部林野庁図書館に関する事務。

（経営課の所掌事務）

第六百六十六条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 林業經營の改善及び安定に関する事務。

二 林業構造の改善に関する事務。

三 森林組合その他の林業者の協同組織の発達に関する事務（協同組合等検査に関する事務を除く。）。

四 林産物（木材を除く。）及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。

（木材産業課の所掌事務）

第六百六十七条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林整備全事業計画に関する事務（治山課の所掌に属するものを除く。）。

二 民有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備に関する事務。

三 山村の総合的な振興計画の実施（森林の整備と一体的に行われるものに限る。）についての指導及び助成に関する事務。

四 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う森林の整備に関する事務。

（治山課の所掌事務）

第六百六十八条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林整備全事業計画に関する事務（治山課の所掌に属するものを除く。）。

二 森林の総合的な振興計画の実施（森林の整備と一体的に行われるものに限る。）についての指導及び助成に関する事務。

三 森林の整備に関する事務。

四 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う森林の整備に関する事務。

（治山課の所掌事務）

第六百六十九条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 治山計画に関する事務。

二 民有林野の治水に関する事務。

三 森林における開發行為の規制に関する事務。

（森林整備部に置く課）

第六百五十五条 森林整備部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 治山計画に関する事務。

二 森林の崩壊の防止に関する事務。

三 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

四 保安林に関する事務。

五 林野の保全に係る地すべり防止に関する事務。

六 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

七 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

八 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

（研究指導課の所掌事務）

第六百六十六条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林資源に関する試験及び研究に関する事務。

二 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

三 森林技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務。

四 森林技術総合研修所の行う研修（森林管理局の職員に対するものを除く。）に関する事務。

五 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

六 国立研究開発法人森林研究・整備機構の組織及び運営一般に関する事務。

七 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

八 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

（研究指導課の所掌事務）

第六百六十七条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林及び林業に関する試験及び研究に関する事務。

二 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

三 森林技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務。

四 森林技術総合研修所の行う研修（森林管理局の職員に対するものを除く。）に関する事務。

五 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

六 国立研究開発法人森林研究・整備機構の組織及び運営一般に関する事務。

七 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

八 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

（研究指導課の所掌事務）

第六百六十八条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林資源に関する試験及び研究に関する事務。

二 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

三 森林技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務。

四 森林技術総合研修所の行う研修（森林管理局の職員に対するものを除く。）に関する事務。

五 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

六 国立研究開発法人森林研究・整備機構の組織及び運営一般に関する事務。

七 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

八 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

（研究指導課の所掌事務）

第六百六十九条 研究指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林資源に関する試験及び研究に関する事務。

二 森林の保全に係る地すべり防止に関する事務。

三 森林技術の改良及び発達並びに普及交換に関する事務。

四 森林技術総合研修所の行う研修（森林管理局の職員に対するものを除く。）に関する事務。

五 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

六 国立研究開発法人森林研究・整備機構の組織及び運営一般に関する事務。

七 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

八 国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う業務に関する事務（農村振興局並びに計画課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

（研究指導課の所掌事務）

- 九 森林管理局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、国有林野部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(経営企画課の所掌事務)
- 第一百十三条** 経営企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国有林野事業に関する政策の企画及び立案に関すること。
 - 二 国有林野の森林資源の確保及び総合的な利用に関すること。
 - 三 国有林野の管理經營に関すること (業務課の所掌に属するものを除く。)。
- 第一百十四条** 業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他森林の整備に関すること。
 - 二 国有林野の治水に関すること。
 - 三 国有林野の森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関すること。
 - 四 国有林野の産物及び製品に関すること。
 - 五 国有林野の活用に関すること。
 - 六 国有林野その他森林管理局及び森林技術総合研修所所属の国有財産の管理及び処分に関すること。

第四款 地方支分部局
(森林管理局の名称、位置及び管轄区域)

第一百七条 森林管理局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道森 林管理局	札幌市	北海道
東北森 林管理局	秋田市	青森県 岩手県 宮城県
関東森 林管理局	前橋市	福島県 茨城県 栃木県
中部森 林管理局	長野市	富山県 群馬県 埼玉県 千葉県
近畿中 国森 林管理局	大阪市	石川県 滋賀県 兵庫県 神奈川県 新潟県
四国森 林管理局	高知市	徳島県 香川県 愛媛県
九州森 林管理局	熊本県	高知県 福岡県 佐賀県 長崎県
市	鹿児島県	熊本県 大分県 宮崎県
管 理 局	沖縄県	

- 第三款 施設等機関**
- (設置)
(森林技術総合研修所)
- 第一百十五条** 林野庁に、森林技術総合研修所を置く。
- 第一百十六条** 森林技術総合研修所は、林野庁の職員、林野庁の所掌事務に係る事項を担当する地方公団体及びこれに準ずる団体の職員並びに林業従事者に対し、森林及び林業に関する技術並びに林業の経営に関する総合的な研修を行う事務をつかさどる。
- 森林技術総合研修所の位置及び内部組織は、農林水産省令で定める。**
- 森林技術総合研修所は、法第四条第一項第八号に規定する政令で定める文教研修施設とする。**

- 第四款 地方支分部局**
- (森林管理局の名称、位置及び管轄区域)
- 第一百七条** 森林管理局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
- 第二節 水産業**
- 第一款 特別な職**
- 第二款 内部部局**
- (次長)
(部の設置)
第一部 部の設置等
- 第一百二十一条** 水産庁に、次長一人を置く。
- 第二百二十二条** 水産部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 漁政部 (漁政部の所掌事務)
 - 二 資源管理部 (資源管理部の所掌事務)
 - 三 増殖推進部 (漁港漁場整備部)
- 第一百二十三条** 漁政部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 水産部の所掌事務に関する総合調整に関する事項 (漁政部の内部組織)
 - 二 水産部の行政の考査に関する事項。
 - 三 機密に関する事項。
 - 四 水産部の官印及び印の保管に関する事項。
 - 五 水産部の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項。
 - 六 水産部の機構及び定員に関する事項。
 - 七 法令案その他の公文書類の審査に関する事項。
 - 八 水産部の機構及び定員に関する事項。
 - 九 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項。
 - 十 水産部の保有する情報の公開に関する事項。
 - 十一 水産部の保有する個人情報の保護に関する事項。
 - 十二 水産部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項。
 - 十三 水産部の所掌の国有財産の管理及び处分並びに物品の管理に関する事項。
 - 十四 水産部の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事項。
 - 十五 水産部に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事項。
 - 十六 水産物の加工、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事項 (消費・安全局の所掌に属するものを除く。)。
- 第二百二十四条** 増殖推進部は、次に掲げる事務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、国有林野管理審議会に関必要な事項については、国有林野管理審議会令(昭和三十九年政令第二百二十一号)の定めるところによる。

第二節 水産業

第一款 特別な職

- 十七 水産業専用物品及び水の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに水産用石油類その他水産業専用物品以外の水産用資材並びに冷凍及び冷蔵に関する事項 (水産用資材にあつては、経済産業省の所掌に属するものを除く。)。
- 十八 水産業における資源の有効な利用の確保に関する事項。
- 十九 水産業経営の改善及び安定に関する事項。
- 二十 水産業の振興のための金融上の措置に関する企画及び立案並びに助成に関する事項。
- 二十一 水産業に関する税制に関する調整に関する事項。
- 二十二 渔業協同組合その他の水産業者の協同組織の発達に関する事項 (協同組合等検査に関する事項を除く。)。
- 二十三 渔業信用基金協会の業務の監督に関する事項 (協同組合等検査に関する事項を除く。)。
- 二十四 独立行政法人北方領土問題対策協会の行う資金の貸付けに関する事項。
- 二十五 渔船損害等補償及び漁業災害補償に関する事項 (協同組合等検査に関する事項を除く。)。
- 二十六 食料安定供給特別会計の漁船再保險勘定及び漁業共済保険勘定の経理に関する事項。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、水産部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事項。
- 二十八 食料安定供給特別会計の漁船再保險勘定及び漁業共済保険勘定の経理に関する事項。
- 二十九 水産部の所掌事務に係る国際協定に関する事項。
- 三十 水産部の所掌事務に係る国際協力に関する事務。
- 三十一 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の規制に関する事項。
- 三十二 渔業に関する国際協定に関する事項。
- 三十三 渔業に関する国際協定に関する事項。
- 三十四 渔業に関する国際協定に関する事項。
- 三十五 渔業に関する国際協定に関する事項。
- 三十六 渔船の建造の調整及び登録に関する事項。
- 三十七 渔船の建造の調整及び登録に関する事項。

<p>一 沿岸及び内水面における水産資源の保護に 関すること。</p> <p>二 沿岸漁業に係る漁場の保全及び持続的な養 殖生産の確保に関すること。</p> <p>三 栽培漁業の促進その他海洋水産資源の開発 の促進に関すること。</p> <p>四 水産に関する技術の改良及び発達並びに普 及交換にすること並びに沿岸漁業改善資金 の貸付けについての助成に関すること。</p> <p>五 漁船の検査に関すること。</p> <p>六 水産に関する試験及び研究に関すること。 (漁港漁場整備部の所掌事務)</p> <p>七 漁村の総合的な振興計画の作成及び実施に ついての指導及び助成に関すること。</p> <p>八 漁村に滞在しつつ行う漁業の体験その他の 漁村と都市との地域間交流に関すること。</p> <p>九 漁港漁場整備事業に関すること。</p> <p>十 沿岸漁業の構造改善に関すること。</p> <p>十一 第三号に掲げるものほか、漁港の維持管 理及び災害復旧その他漁港に関すること。</p> <p>十二 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全 その他の管理に関すること。</p> <p>十三 水産府所属の国有財産の管理及び処分並 びに物品の管理に関すること。</p> <p>十四 水産府の保有する個人情報の保護に関する こと。</p> <p>十五 水産府の所掌に係る経費及び収入の予 算、決算及び会計並びに会計の監査に關するこ と。</p> <p>十六 水産政策審議会の庶務に關すること。</p> <p>十七 前各号に掲げるものほか、水産府の所 掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ と。</p> <p>十八 水産業における資源の有効な利用の確保に 關すること。</p> <p>十九 漁業保険管理官は、次に掲げる事 務をつかさどる。</p> <p>二十 漁船損害等補償及び漁業災害補償に關する こと。(協同組合等検査に關することを除く。)</p> <p>二十一 食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及 び漁業共済保険勘定の經理に關すること。</p> <p>二十二 水産業共済保険勘定の經理に關すること。</p> <p>二十三 水産業における資源の有効な利用の確保に 關すること。</p> <p>二十四 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十五 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十六 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十七 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十八 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十九 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十一 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十二 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十三 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十四 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十五 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十六 国際課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p>	<p>加工流通課 (漁政課の所掌事務)</p> <p>第一百二十九条 漁政課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>一 水産府の所掌事務に関する総合調整に關す ること。</p> <p>二 広報に關すること。</p> <p>三 水産府の行政の考査に關すること。</p> <p>四 機密に關すること。</p> <p>五 長官の官印及び印の保管に關すること。</p> <p>六 水産府の職員の任免、給与、懲戒、服務そ の他の人事並びに教養及び訓練に關するこ と。</p> <p>七 水産府の機構及び定員に關すること。</p> <p>八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に 關すること。</p> <p>九 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關 すること。</p> <p>十 水産府の保有する情報の公開に關すこと と。</p> <p>十一 水産府の保有する個人情報の保護に關す ること。</p> <p>十二 水産府の所掌に係る経費及び収入の予 算、決算及び会計並びに会計の監査に關するこ と。</p> <p>十三 水産府所属の国有財産の管理及び処分並 びに物品の管理に關すること。</p> <p>十四 水産政策審議会の庶務に關すること。</p> <p>十五 府内の管理に關すること。</p> <p>十六 水産政策審議会の庶務に關すること。</p> <p>十七 前各号に掲げるものほか、水産府の所 掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ と。</p> <p>十八 水産業における資源の有効な利用の確保に 關すること。</p> <p>十九 漁業保険管理官は、次に掲げる事 務をつかさどる。</p> <p>二十 漁船損害等補償及び漁業災害補償に關する こと。(協同組合等検査に關することを除く。)</p> <p>二十一 食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及 び漁業共済保険勘定の經理に關すること。</p> <p>二十二 水産業共済保険勘定の經理に關すること。</p> <p>二十三 水産業における資源の有効な利用の確保に 關すること。</p> <p>二十四 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十五 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十六 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十七 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十八 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>二十九 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十一 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十二 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十三 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十四 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十五 水産資源課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>三十六 国際課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p>	<p>四 漁業協同組合その他の水産業者の協同組織 の発達に關すること。(協同組合等検査に關す ることを除く。)</p> <p>五 漁業信用基金協会の業務の監督に關するこ と。(協同組合等検査に關することを除く。)</p> <p>六 独立行政法人北方領土問題対策協会の行 う資金の貸付けに關すること。</p> <p>第七百三十二条 加工流通課は、次に掲げる事務を つかさどる。</p> <p>一 水産業の取締りに關すること。</p> <p>二 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の 規制に關すること。</p> <p>三 漁船の建造の調整及び登録に關すること。</p> <p>四 漁業取締課の所掌事務</p> <p>第五百三十九条 漁業取締課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>一 漁業の取締りに關すること。</p> <p>二 外国人が行う漁業及び水産動植物の採捕の 規制に關すること。</p> <p>三 漁船の建造の調整及び登録に關すること。</p> <p>四 漁業保険管理官の職務</p> <p>第六百三十八条 漁獲監理官は、特定水産資源(漁 業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十 一条第二項第三号に規定する特定水産資源をい う。)の漁獲の指導及び監督に關する事務をつ かさどる。</p> <p>第六百四十条 研究指導課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>一 漁場資源課</p> <p>二 栽培養殖課</p> <p>三 研究指導課の所掌事務</p> <p>第六百三十九条 増殖推進部に、次の三課を置く。</p> <p>一 研究指導課</p> <p>二 漁場資源課</p> <p>三 栽培養殖課</p> <p>第六百四十一条 研究指導課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>一 水産に関する試験及び研究に關すること (漁場の保全及び水産資源に係るもの)を除く こと。</p> <p>二 水産に関する技術の改良及び発達並びに普 及交換に關すること並びに沿岸漁業改善資金 の貸付けについての助成に關すること。</p> <p>三 漁船の検査に關すること。</p> <p>四 国立研究開發法人水産研究・教育機構の組 織及び運営一般に關すること。</p> <p>第六百四十二条 研究指導課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>一 漁場資源課の所掌事務</p> <p>二 沿岸漁業に係る漁場の保全に關すること。</p> <p>三 海洋水産資源の開発の促進に關すること。</p> <p>第六百四十三条 栽培養殖課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>一 水産資源課の所掌事務</p> <p>二 沿岸漁業に係る漁場の保全に關すること。</p> <p>三 游漁船業の発達、改善及び調整に關するこ と。</p> <p>第六百四十四条 栽培養殖課は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>一 栽培漁業の促進に關すること。</p>
---	--	--

二 持続的な養殖生産の確保に関すること。	三 沿岸及び内水面における水産資源の保護に 関すること。
（漁港漁場整備部に置く課）	（漁港漁場整備部に、次の三課を置く。）
計画課	計画課
整備課	防災漁村課
（計画課の所掌事務）	（計画課の所掌事務）

第一百四十四条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第一漁村の総合的な振興計画の作成についての指導及び助成に関すること。
（防災漁村課の所掌事務）	二 漁港漁場整備事業の計画に関すること。
（漁港の維持管理その他漁港に関するこ	三 漁港漁場整備事業及び灾害復旧に関するこ
（整備課の所掌事務）	とを除く。）。

第一百四十五条 整備課は、漁港漁場整備事業に関する事務（計画に関するものを除く。）をつかさどる。	（輸出・国際局の所掌事務の特例）
（防災漁村課の所掌事務）	第三条 輸出・国際局は、第五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人国際協力機構の行う独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）附則第三条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（農林業の開発に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。
二 漁港の区域に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること。	（経営局の所掌事務の特例）
三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関する事務のうち水産庁の所掌に係るものに関すること。	第四条 経営局は、第八条各号に掲げる事務のほか、当分の間、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第二十五条第三項に規定する存続組合の行う業務に関する事務をつかさどる。
四 漁村の総合的な振興計画の実施についての指導及び助成に関すること。	（経営局の所掌事務の特例）
五 漁村に滞在しつつ行う漁業の体験その他の漁村と都市との地域間交流に関すること。	第五条 附則第二条の場合における第三十条第一号、第二号及び第四号並びに第三十一条の規定の適用については、第三十条第一号中「協同組合等検査」とあるのは「協同組合等検査、存続中央会（附則第二条第一項に規定する存続中央会をいう。以下この条及び次条において同じ。）の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」と、同条第二号及び第四号並びに第三十一条中「協同組合等検査」とあるのは「協同組合等検査、存続中央会の業務及び会計の検査並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」とする。

第三款 地方支分部局	（農村振興局の所掌事務の特例）
（漁業調整事務所の名称及び位置）	第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一百五条の表関東農政局の項目及び別表第三浦和食糧事務所の項の改正規定は、平成十三年五月一日から施行する。
名称	附則 第二条（平成一三年三月三〇日政令第一号）抄
北海道漁業調整事務所	（施行期日）
仙台漁業調整事務所	第一条 この政令は、公布の日から施行する。
新潟漁業調整事務所	附則 第二条（平成一四年三月一三日政令第二号）抄
瀬戸内海漁業調整事務所	（施行期日）
神戸市	第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
ただし、別表第三の改正規定及び次条の規定は、平成十四年三月三十一日から施行する。
(経過措置)

**附 則 (平成一四年三月二七日政令第六
六号)**

(施行期日)
第一条 この政令は、公の日から施行する。た
だし、別表第三の改正規定及び次条の規定は、平成十四年三月三十一日から施行する。

第一條 この政令は、公布の日から施行する。た
だし、別表第三の改正規定及び次条の規定は、平成十四年三月三十一日から施行する。

第二条 別表第三の改正規定の施行前に次の表の
上欄に掲げる行政庁が法律又はこれに基づく命
令の規定によりした登録その他の処分又は契約
その他の行為(以下「処分等」という)は同表
の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分
等とみなし、別表第三の改正規定の施行前に法
律又はこれに基づく命令の規定により次の表の
上欄に掲げる行政庁に対しても申請、届出そ
の他の行為(以下「申請等」という)は同表
の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対しても
申請等とみなす。

第二条 別表第三の改正規定の施行前に次の表の
上欄に掲げる行政庁が法律又はこれに基づく命
令の規定によりした登録その他の処分又は契約
その他の行為(以下「処分等」という)は同表
の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分
等とみなし、別表第三の改正規定の施行前に法
律又はこれに基づく命令の規定により次の表の
上欄に掲げる行政庁に対しても申請、届出そ
の他の行為(以下「申請等」という)は同表
の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対しても
申請等とみなす。

宮崎食糧事務所長	福岡食糧事務所長
鹿児島食糧事務所長	福岡食糧事務所長
那覇食糧事務所長	福岡食糧事務所長

**附 則 (平成一五年三月二六日政令第七
二号) 抄**

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施
行する。ただし、第二条から第五条までの規定
は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成一五年六月一一日政令第二
四九号) 抄**

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施
行する。

**附 則 (平成一五年六月二五日政令第二
七七号) 抄**

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施
行する。

(経過措置)

第一條 この政令は、平成十五年七月一日から施
行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施
行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げ
る行政庁が法律又はこれに基づく命令の規定に
よりした登録その他の処分又は契約その他の行
為(以下「処分等」という)は、同表の下欄
に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみな
す。

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げ
る行政庁が法律又はこれに基づく命令の規定に
よりした登録その他の処分又は契約その他の行
為(以下「処分等」という)は、同表の下欄
に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみな
す。

仙台食糧事務所長(山形県の区域 に係る処分等又は申請等に係る場 合に限る。)	仙台食糧事務所長(山形県の区域 に係る処分等又は申請等に係る場 合に限る。)
東京食糧事務所長(群馬県の区域 に係る処分等又は申請等に係る場 合に限る。)	茨城農政
栃木農政	福島農政
群馬農政	山形農政

事務所長

名古屋食糧事務所長(岐阜県の区 域に係る処分等又は申請等に係る 場合に限る。)	名古屋食糧事務所長(愛知県の区 域に係る処分等又は申請等に係る 場合に限る。)
東海農政	三重農政
局長	局長
滋賀農政	静岡農政

事務所長

岐阜農政

事務所長

山形農政

事務所長

岐阜農政

事務所長

高松食糧事務所長（徳島県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	香川農政事務所長	香川農政事務所長	徳島農政事務所長
高松食糧事務所長（高知県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	高知農政事務所長	愛媛農政事務所長	
高松食糧事務所長（福岡県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	福岡農政事務所長		
福岡食糧事務所長（福岡県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	福岡農政事務所長		
福岡食糧事務所長（佐賀県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	佐賀農政事務所長		
福岡食糧事務所長（大分県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	大分農政事務所長		
福岡食糧事務所長（宮崎県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	宮崎農政事務所長		
福岡食糧事務所長（鹿児島県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	鹿児島農政事務所長		
福岡食糧事務所長（沖縄県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）	沖縄総合事務局長		
第一号（平成一五年七月二四日政令第三） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十一条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。	第二条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第五条から第二十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。	第三条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条から第十五条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

第一号（平成一五年七月二四日政令第三） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。	第二号（平成一五年九月二五日政令第四） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一章の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
第三号（平成一五年九月二二日政令第三） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。	第四号（平成一五年一〇月一〇日政令第四） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十九条及び第十一條から第三十三条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。
第五号（平成一五年一二月三日政令第四） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）の施行の日から施行する。	第六号（平成一八年三月二九日政令第七） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
第七号（平成一八年五月二四日政令第二） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。	第八号（平成一八年五月二四日政令第二） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年三月三一日政令第一号（平成一九年三月三一日政令第一）の施行の日から施行する。
第九号（平成一八年五月二四日政令第二） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。	第十号（平成一九年六月二九日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年五月三〇日政令第一号（平成一九年六月二九日政令第一）の施行の日から施行する。

第十号（平成一九年六月二九日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	第十一号（平成一九年七月二〇日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年八月一日から施行する。
第十二号（平成一九年八月二四日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年七月一日から施行する。	第十三号（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年八月一日から施行する。
第十四号（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年八月一日から施行する。	第十五号（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。
第十六号（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。	第十七号（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。
第十八号（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。	第十九号（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。

第二十条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（以下「廃止法」という。）の施行の日（平成十八年五月二十九日）から施行する。	第二十一条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。
第二十二条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。	第二十三条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
第二十四条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。	第二十五条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
第二十六条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	第二十七条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
第二十八条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。	第二十九条（平成一九年九月二二日政令第一） 附 則 (施行期日)抄	第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(施行期日)	附 則 (平成二十三年八月三日政令第二四 六号) 抄
(施行期日)	附 則 (平成二十三年九月一日から施行する。 この政令は、平成二十三年九月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二四年一月一月二八日政令第九 三号) 抄
(施行期日)	附 則 (平成二四年三月三〇日政令第八 三号) 抄
(施行期日)	附 則 (平成二四年三月三一一日政令第九 九号) 抄
(施行期日)	附 則 (平成二四年四月一日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二四年三月六日政令第三〇 号) 抄
(施行期日)	附 則 (平成二一年三月六日政令第三〇 号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二一年三月三一一日政令第一 〇三号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二一年三月三一一日政令第一 〇三号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年八月一日から施行する。ただし、第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二一年八月一四日政令第二 一七号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二二年三月三一一日政令第四 七号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二二年四月一三日政令第一 二七号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二三年二月一三日政令第一 五号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十三年三月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二〇年七月三一〇日政令第二 九号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二 九七号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二〇年九月一九日政令第二 九七号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十一年十一月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二一年三月一八日政令第七 四号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二七年三月一八日政令第七 四号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二八年三月三一一日政令第一 〇三号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二七年四月二七日政令第八 七〇号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、公布的日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二五年三月二七日政令第八 四号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、公布的日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二七年三月三一一日政令第一 二七号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二六年三月二八日政令第九 二号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二六年三月三一一日政令第一 〇九号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二六年三月三一一日政令第一 三四号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二六年三月三一一日政令第一 二二号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二七年一月一二日政令第四 二号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十七年一月一二日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二七年一月一二日政令第四 一九三号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十九年七月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二九年七月一四日政令第一 一六八号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、農業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年七月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二八年一二月二六日政令第一 三九六号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年七月一日)から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二九年三月三一一日政令第一 二二号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二九年六月三〇日政令第一 六八号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成二九年七月一四日政令第一 一九三号) 抄
(施行期日)	第一条 この政令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年七月二十四日)から施行する。

ればならない事項についてその手続がされていなければならないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

附 則 (平成二八年一月二九日政令第二

附 則 (平成二八年三月三〇日政令第八

附 則（平成二十九年七月二八日政令第二〇八号）抄	（施行期日） この政令は、平成三十年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（次条第一項において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。	二月一日）から施行する。ただし、第一条中農林水産省組織令附則第四条の表の改正規定及び第二条中環境省組織令附則第二項から第五項までの改正規定は、公布の日から施行する。
附 則（平成三〇年一月一七日政令第三〇号）抄	（施行期日） この政令は、平成三十年四月一日から施行する。	附 則（平成三〇年三月三〇日政令第八六号） この政令は、平成三十年十月一日から施行する。	附 則（令和二年三月二七日政令第七四六七号） この政令は、平成三十年十月一日から施行する。
附 則（平成三〇年九月二七日政令第二〇九三号）抄	（施行期日） この政令は、平成三十年十月一日から施行する。	附 則（平成三〇年一〇月一七日政令第一六七号） この政令は、改正法の施行の日（平成三十一年十月二十二日）から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十一条に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。	附 則（平成三〇年一〇月一七日政令第二〇九三号） この政令は、改正法の施行の日（平成三十一年十月二十二日）から施行する。ただし、第一条、第四条から第六条まで、第八条及び第十一条に掲げる規定の施行の日（令和二年六月二十一日）から施行する。
附 則（平成三一年三月八日政令第三〇四号）抄	（施行期日） この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	附 則（平成三一年三月三〇日政令第一三二号） この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。	附 則（平成三一年三月三〇日政令第一三二号） この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則（令和元年六月七日政令第二〇一〇号）抄	（施行期日） この政令は、令和元年六月七日から施行する。	附 則（令和元年六月七日政令第二〇一〇号） この政令は、令和元年六月七日から施行する。	附 則（令和元年六月七日政令第二〇一〇号） この政令は、令和元年六月七日から施行する。
附 則（令和元年九月一一日政令第一〇一〇号）	（施行期日） この政令は、愛玩動物看護師法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和元年十	附 則（令和四年一月一三日政令第一一八四号） この政令は、令和三年十月一日から施行する。	附 則（令和四年一月一三日政令第一一八四号） この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則（令和四年六月二二日政令第二〇一一号）	（施行期日） この政令は、公布の日から施行する。	附 則（令和四年六月二二日政令第二〇一一号） この政令は、公布の日から施行する。	附 則（令和四年六月二二日政令第二〇一一号） この政令は、公布の日から施行する。